

# もう一度確認! ごみの出し方

**1** 二重でゴミ袋を使用することはできません。



**2** 1回の収集で集積所に出せるゴミ袋は、  
**燃やせるゴミ**  
**プラマーク付きプラスチックゴミ**  
**燃やせないゴミ**  
それぞれ  
**2袋(1袋10kg以内)まで**です。



※引越しの際に出たごみは、「引越し」と袋に記載いただき、4袋まで出すことができます。

**3** 燃やせないごみは、分解したり折り曲げても袋に入りきらない場合、袋をくりつけて出すことはできません。この場合、民間の処理業者へ持ち込んでいただき有料での処分となります。

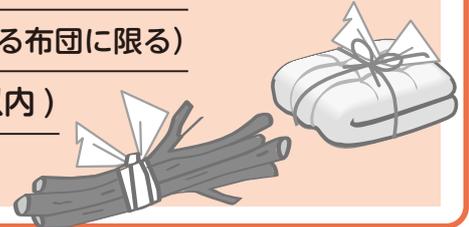


※袋をくりつけて出すことができるのは、燃やせるごみの中でも**布団**と**枝木類のみ**です。

**布団** 1回の収集につき1枚まで(燃やせるごみとして出せる布団に限る)

**枝木類** 長さ70cm以内、直径30cm以内(1本の太さ8cm以内)

この場合は、**燃やせるごみ指定袋「大」**をくりつけてください。



## ★ 一度に大量の布団、枝木類を処分したい場合 ★

### 布団



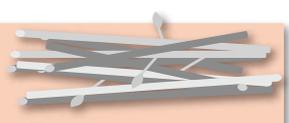
クリーンセンターへ直接持ち込んで焼却処分できます。

※1回の持ち込みは10枚以内となります。  
この際には重さで料金が発生します。

#### Q. なぜ10枚以内なのか?

布団は大きいため、そのままの大きさを焼却炉に入れることができません。破砕機を使って細かくしてから焼却しており、破砕に時間がかかるため、1回につき10枚以内の持ち込みをお願いしています。

### 枝木類



上田市では枝木類はできる限り焼却せずに再資源化しています。

上田クリーンセンター東側の業者((株)ウェルサイクル)へ持ち込み、有料での処分となります。焼却するより若干お得となっています。枝木を持ち込みの際は上田クリーンセンター窓口へ一度お越しください。

# 家庭ごみや事業ごみなど廃棄物の焼却は、 法律に基づき禁止されています。

家庭ごみや事業ごみなど廃棄物の焼却は、法律により原則禁止とされています。

洗濯物ににおいが  
ついてしまった…

窓が開け  
られない…

家の中に  
においが入っ  
てしまった…

例外として認められる焼却もありますが、認められた焼却であっても、焼却による煙やにおいで近隣の方が困っている場合があります。

近隣住民とのトラブルを回避するためにも、**出来る限り焼却以外の方法**（その場に野積みにする、もしくは、可燃ごみとして出す等）を検討しましょう。

やむを得ず焼却を行う場合は、下記の内容を参考に周囲へのご配慮をお願いいたします。



## 焼却を行う際の注意点

- プラスチックや紙類、段ボール、ゴム、ビニール等の廃棄物の焼却は絶対に行わないでください。
- 十分に乾燥させたくえて、少量ずつ焼却を行う等、なるべく煙が出ないようにしてください。
- ドラム缶や、基準を満たしていない焼却炉での焼却はやめましょう。
- 焼却を行う場合は、事前に近隣の消防署へ連絡をしてください。
- 水や消火器等を準備し、すぐに消火できる状態としてください。
- 焼却中は、絶対にその場を離れないでください。
- 最後に完全に火が消えたことを確認してください。



## 薪ストーブは正しく使いましょう

近年、『薪ストーブ』を新設される方が増えていますが、使用する皆様は、次の点にご留意ください。

- 接着剤、塗料を使用した合板など、化学処理された木材（建設廃材等）は、悪臭や有害物質発生の原因となるため使用しないでください。
- 『暖炉』、『薪ストーブ』の設置に伴い、煙突の位置や高さ等に十分に注意するとともに、新しく購入を検討されている方は、近隣への事前説明も検討してください。
- 薪は十分に乾燥させてください。果樹等の剪定枝を使用する場合でも、十分に乾燥させてから使用してください。（針葉樹は半年以上、広葉樹は1年以上を目安に乾燥）
- 『暖炉』、『薪ストーブ』の保守点検、煙突掃除を定期的に行ってください。

適切な使い方を心がけ、皆が過ごしやすい環境を整えましょう。

表面 廃棄物対策課 22-0666  
裏面 上田市役所（本庁）環境政策課 23-5120  
丸子地域自治センター 市民サービス課 42-1216

真田地域自治センター 市民サービス課 72-0154  
武石地域自治センター 市民サービス課 85-2312